



目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	2
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	2
○告示(令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくるまぐる))の一部改正 (漁業管理課)	2
○高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (土木政策課)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件) (防災砂防課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
入札公告	
○一般競争入札(備蓄用毛布の購入)の公告 (総務事務センター)	4

 訓 令
 公 営 企 業 局 訓 令
 教 育 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第6号
 高知県公営企業局訓令第3号
 高知県教育委員会訓令第7号

高知県警察本部訓令第18号

本 行 庁
 各 出 先 機 関
 公 営 企 業 局 本 局
 公 営 企 業 局 各 事 業 所
 公 営 企 業 局 各 病 院
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 警 察 本 部
 警 察 署

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司
 高知県公営企業局長 笹岡 浩
 高知県教育長 長岡 幹泰
 高知県警察本部長 高清水 善弘

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程(平成30年9月 高知県訓令第6号、高知県公営企業局訓令第1号、高知県教育委員会訓令第5号、高知県警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令第6号
 営企業局訓令第1号
 育委員会訓令第5号
 察本部訓令第10号

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び幹事会に学識経験者、防災関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(総合防災対策推進地域本部)

第8条 推進本部の活動を地域単位で総合的に推進するため、推進本部の下に総合防災対策推進地域本部(以下この条において「地域本部」という。)を設置する。

2 地域本部の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
総合防災対策推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
総合防災対策推進	南国市 香南市 香美市 本山町 大豊

中央東地域本部	町 土佐町 大川村
総合防災対策推進中央西地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
総合防災対策推進須崎地域本部	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町
総合防災対策推進幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域防災監又は地域防災企画監をもって充て、当該対象地域における豪雨災害対策その他の総合防災対策の推進の総合的な調整を行う。

5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。

(1) 当該対象地域に所在する出先機関(高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第2号に規定する出先機関をいう。)の長

(2) 当該対象地域を担当する県の地域防災担当者

(3) 前2号に掲げる者のほか、地域本部長が必要があると認める者

6 地域本部に、地域副本部長を置くものとし、地域本部長が地域本部員の中から指定した者をもって充てる。

別表第1中
 「総務部長」を
 「理事・東京事務所長 総務部長」

に、
 「土木部長」

を
 「土木部長 会計管理者」

に、
 「警察本部長」

を
 「警察本部長 地域防災監 地域防災企画監」

に改める。

附 則
 この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

高知県訓令第7号
高知県公営企業局訓令第4号
高知県教育委員会訓令第8号
高知県警察本部訓令第19号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 笹岡 浩
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 高清水 善弘

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程 (令和2年6月) の一部を次のように改正する。

知県訓令第13号

知県公営企業局訓令第4号

知県教育委員会訓令第10号

知県警察本部訓令第13号

の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(総合防災対策推進地域本部)」に改め、同条第1項中「南海トラフ地震対策推進地域本部」を「総合防災対策推進地域本部」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

名称	対象地域
総合防災対策推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
総合防災対策推進中央東地域本部	南国市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村
総合防災対策推進中央西地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村

総合防災対策推進須崎地域本部	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町
総合防災対策推進幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

第8条第4項中「南海トラフ地震対策」を「南海トラフ地震対策その他の総合防災対策」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

告 示

高知県告示第539号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
山本歯科三原出 幡多郡三原村来栖野479 令5・3・28

張所
西村整形外科医 吾川郡いの町256番地 〃 6・1 院

高知県告示第540号

令和5年7月高知県告示第390号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不分明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡仁淀川町長者

イ 氏名
岡村 兼太郎

(2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡仁淀川町長者

イ 氏名
藤村 亀太郎

2 保安林に指定する予定の通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町長者字ミヤノホキ乙2532の2、乙6454、乙6457の1、乙6459の1、乙6461の1、乙6463の1、乙6465の1

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第541号

令和5年3月高知県告示第161号(令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

2の(2)のA中「15.7トン」を「10.543トン」に改め、2の(2)のイ中「2.5トン」を「7.141トン」に改める。

3の(1)のA中「0.9トン」を「0.058トン」に改め、3の(1)のイ中「0トン」を「0.758トン」に改める。

高知県告示第542号

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成16年8月高知県告示第543号)の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

第1条中「第3条第5項第9号」を「第3条第7項第9号」に、「建設業法第2条第1項」を「同法第2条第1項」に、「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第2条中「次条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による資格審査の手続)

第2条の2 資格審査(第7条後段の規定による入札参加資格の承継に係る書類の提出、第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第10条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。)は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年高知県規則第72号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの(以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。)を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

第3条第1項中「翌年度の入札参加資格について、毎年」を「当該資格審査を申請する日（以下この条において「申請日」という。）前の直近の」に改め、同条第5項第2号中「審査基準日」を「審査基準日前」に、「8月末」を「7月末日」に、「受けていない者」を「受けていない者（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあっては、申請日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者）」に改め、同項第3号ただし書中「資格審査を申請する日（次号において「申請日」という。）」を「申請日」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を削り、同条第3項中「次に掲げる書類を第1項」を「第1項又は第4項後段」に、「翌年の1月31日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日）までに知事に提出しなければ」を「属する年度の11月30日の午後10時までに、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければ」に改め、同項ただし書中「知事」を「高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生した場合その他知事」に、「申請期間」を「申請の方法又は期間」に改め、同項第1号中「高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）」を「高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）」に記載すべきこととされている事項」に改め、同項第2号中「書類」を「書類に記載すべきこととされている事項」に改め、同項第3号中「年間委任状」を「知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている年間委任状」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 知事が別に定めるところにより添付すべきこととされている審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税及び市町村税の納税証明書

第3条第3項を同条第6項とし、同条第2項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

3 前項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。この場合において、資格審査は、第1項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の前年度の10月1

日を審査基準日として実施するものとする。

第4条中「資格決定通知書」を「資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システム」に改める。

第5条中「あったときは」を「あったときは、直ちに」に、「を直ちに知事に提出しなければ」を「に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければ」に改める。

第6条第2号中「第3条第3項各号及び第4項各号」を「第3条第6項各号」に改め、同条第3号中「第3条第5項第5号から第9号まで」を「第3条第7項第5号から第9号まで」に改める。

第9条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第10条第2項第1号中「高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県内業者）」を「高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書（県内業者）」に改める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

高知県告示第543号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高知市仁ノ

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高知市春野町仁ノ字松屋敷	3394番2
2	〃 〃 〃 〃	4177番7
3	〃 〃 〃 〃	4177番30
4	〃 〃 〃 字永谷	4176番イ3
5	〃 〃 〃 字西山	4170番イ
6	〃 〃 〃 字鍛冶屋畑	4168番へ

7	〃 〃 〃 〃	4168番9
8	〃 〃 〃 字西山	4169番8
9	〃 〃 〃 字池ノ下	3371番1地 先道
10	〃 〃 〃 〃	3374番1地 先水

(2) 区域

標柱1から9までを順次に直線で結んだ線並びに標柱9と10を市道春野町971号線及び市道春野町970号線に沿って結んだ線並びに標柱10と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第544号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

土佐清水市三崎浦

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐清水市三崎浦一丁目	1366番1
2	〃 三崎字馬屋ノシリ	1376番
3	〃 〃 字下奥田	1020番
4	〃 〃 〃	1002番
5	〃 三崎浦一丁目	1000番

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年8月1日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横浪公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町竜字旧 寺山599番12から 土佐市宇佐町竜字旧 寺山603番3まで	前	20.5 }	184
	後	85.1 }	184
土佐市宇佐町竜字滝 ノ下614番1	前	11.3 }	33
	後	14.4 }	33
土佐市宇佐町竜字滝 ノ下617番2	前	14.9 }	185
	後	23.3 }	185
		21.7 }	
		32.4 }	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住 所
(退任)
理事 東山 進 高知市城見町6番11号

” 上田 康雅 ” 一宮中町一丁目19番31号
 ” 上村 誠己 ” 一宮西町四丁目3番34号
 ” 東山 利光 ” 城見町6番11号
 ” 上田 芳也 ” 一宮中町一丁目19番30号
 監事 和田 正國 ” 加賀野井一丁目21番10号
 ” 笹栗 薫浩 ” 一宮西町三丁目7番18号
 (就任)
 理事 東山 進 高知市城見町6番11号
 ” 上田 康雅 ” 一宮中町一丁目19番31号
 ” 上村 誠己 ” 一宮西町四丁目3番34号
 ” 東山 利光 ” 城見町6番11号
 ” 上田 芳也 ” 一宮中町一丁目19番30号
 監事 和田 正國 ” 加賀野井一丁目21番10号
 ” 笹栗 薫浩 ” 一宮西町三丁目7番18号
 ” 大石 繁一 ” 一宮中町一丁目1番8号

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
備蓄用毛布 11,580枚
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 購入物品の納入期限
令和6年2月29日
 - (4) 購入物品の納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター
電話番号088-823-9788
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
令和5年8月1日(火)から同年9月13日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
イ ダウンロードによる交付の場合
令和5年8月1日午前9時から同年9月13日午後5時までの間に高知県会計管理局のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatu-jouhou-index.html>)で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和5年10月18日(水)午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年10月17日(火)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。
イ 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 東会議室

<p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年9月13日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年9月13日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口</p>	<p>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Stock emergency blankets × 11,580</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 13 September 2023</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 18 October 2023</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 17 October 2023</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	---	--